

仕 様 書

1. 件 名 紫外線殺菌装置保全業務委託
2. 履 行 場 所 東京都大島町元町字和泉 99 番 5
公益財団法人東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター
3. 建 物 概 要 管理棟 R C 造 地上 2 階建
建築面積 161.50 m² 延床面積 323.00 m²
飼育棟 S 造 地上 2 階建
建築面積 1,430.00 m² 延床面積 1,636.50 m²
機械棟 R C 造 地上 1 階 地下 1 階建
建築面積 79.80 m² 延床面積 156.60 m²
4. 履 行 期 限 平成 26 年 7 月 31 日
5. 業 務 概 要 紫外線殺菌装置保全業務
(1) 機械棟に設置してある紫外線殺菌装置の既設紫外線殺菌ランプを撤去し、紫外線殺菌ランプを新設する。
紫外線殺菌ランプ 72 本
C S 1 0 0 1 N (千代田工販株式会社製)
(2) 制御盤の点検による点灯状況の点検を行う。
①制御盤面 L E D による紫外線殺菌ランプ点灯状況の点検
②制御盤内の各安定器 L E D 点灯状況の点検
③その他制御盤点検 (ファン回転、フィルター汚れ等)
6. 労働安全衛生法に基づく労働災害防止処置等 労働安全衛生法第 30 条第 1 項に規定する処置を講ずべき者として、本業務の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本業務の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
7. 入札等について 入札 (または見積書の提出) にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
8. 紫外線殺菌ランプの保証等について (1) 保証期間は、紫外線殺菌ランプの使用開始から、1 年間とする。この期間内に紫外線殺菌ランプが不点灯になった場合は、請負者は発注者に対し、代品を無償で提供するものとする。ただし、紫外線殺菌ランプは、請負者の出荷後、6 か月以内に発注者において、点灯運転を開始するものとする。

(2) 点灯運転は、原則的に連続点灯とする。ただし、1年間に数回実施される電気設備点検及び一定期間の点灯停止は、連続点灯とみなす。

(3) 保証から除外する事項

ア) 通水が停止している状態で、紫外線殺菌ランプを点灯継続した場合。

イ) 紫外線殺菌ランプの不点灯が自然環境条件による場合

例 ①暴風雨等により紫外線殺菌装置に浸水があった場合

②落雷等により電氣的な負荷があった場合

③海浜地区設置に伴う、海水の塩分による影響があった場合

ウ) 予測し得ない条件及び請負者の要因以外理由によって、紫外線殺菌ランプの不点灯が発生した場合。

(4) 発注者は、紫外線殺菌ランプの到着後、5日以内に運送上の理由による破損の有無を確認し、破損があった場合は、直ちに請負者に連絡をするものとする。

9. 一般事項

(1) この仕様書はこの業務にかかる一般的事項を定めるものであり、具体的事項については、必要の都度、財団係員の指示によるものとする。

(2) 本業務の記録写真撮影は、別紙「工事記録写真撮影実施要領」に基づき行うものとする。

(3) 本業務にかかる報告書を2部作成し、記録写真と併せて業務終了後、速やかに提出すること。

(4) この契約に疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。

10. 関係者への
広報等

(1) 業務の施工に当たっては、地域住民その他の関係者との間に、紛争が生じないように努めるとともに、広報等が必要な場合は、速やかに行うこと。

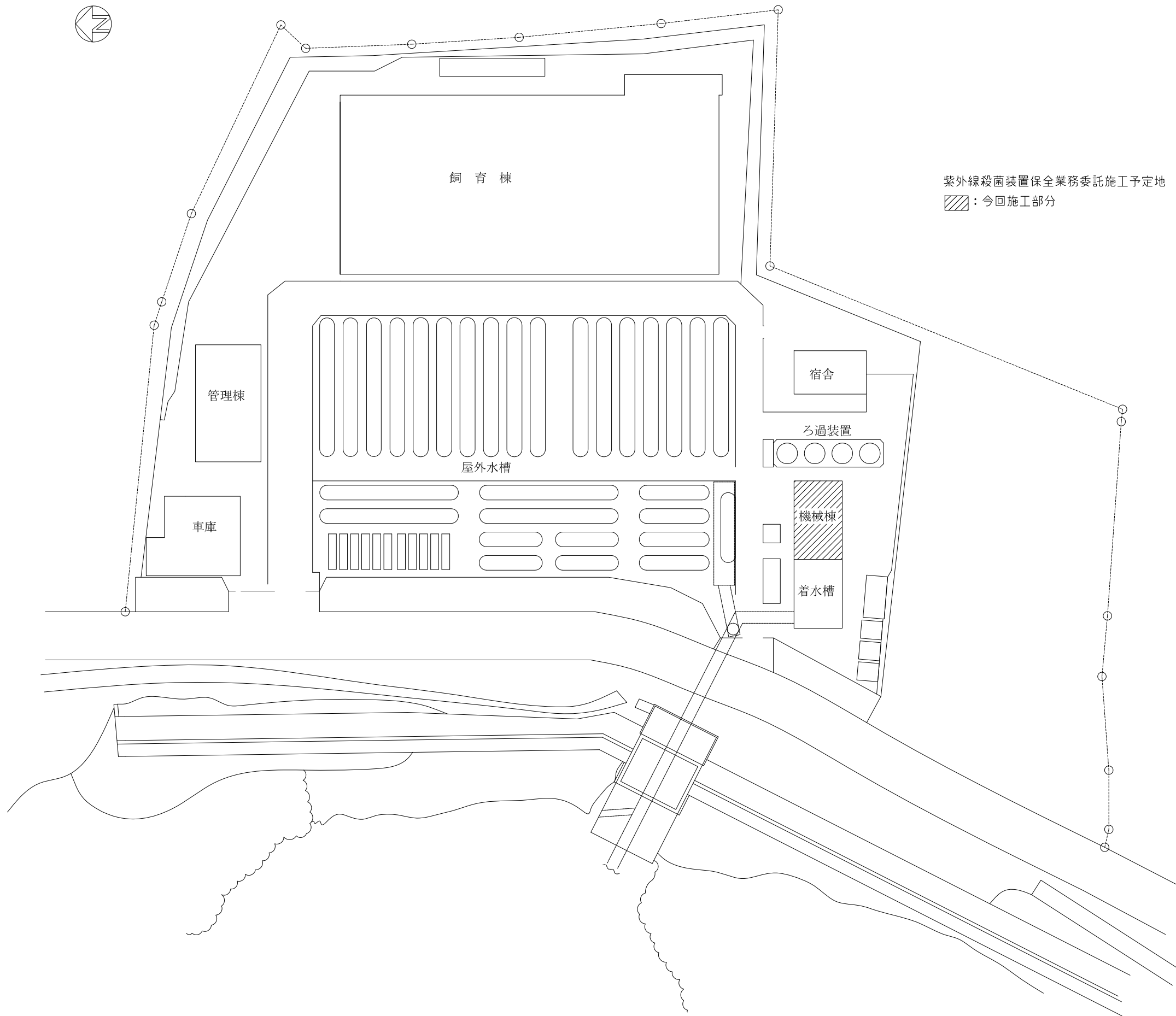
(2) 業務に関して、地域住民その他の関係者から説明を求められたり苦情があった場合は、直ちに対応し、誠意をもってその解決に当たること。

(3) 業務の施工上必要な地域住民その他の関係者との交渉は、請負者の責任において行うものとし、あらかじめその概要を財団係員に提出すること。

(4) (1)から(3)までの交渉等の内容は、後日紛争とならならないよう文書で確認するなど、明確にしておくとともに、その経過を遅滞なく財団係員に報告すること。

11. 建設副産物の取扱
本業務により発生した建設副産物については、発生量の削減、現現場内での分別、再利用等により、現場外への搬出の抑制に努めること。
また、搬出する場合は、再資源化施設に搬出し、資源リサイクルの促進に努めること。
12. ディーゼル車規制
この契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年度東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
13. 暴力団等排除に関する特約条項
暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

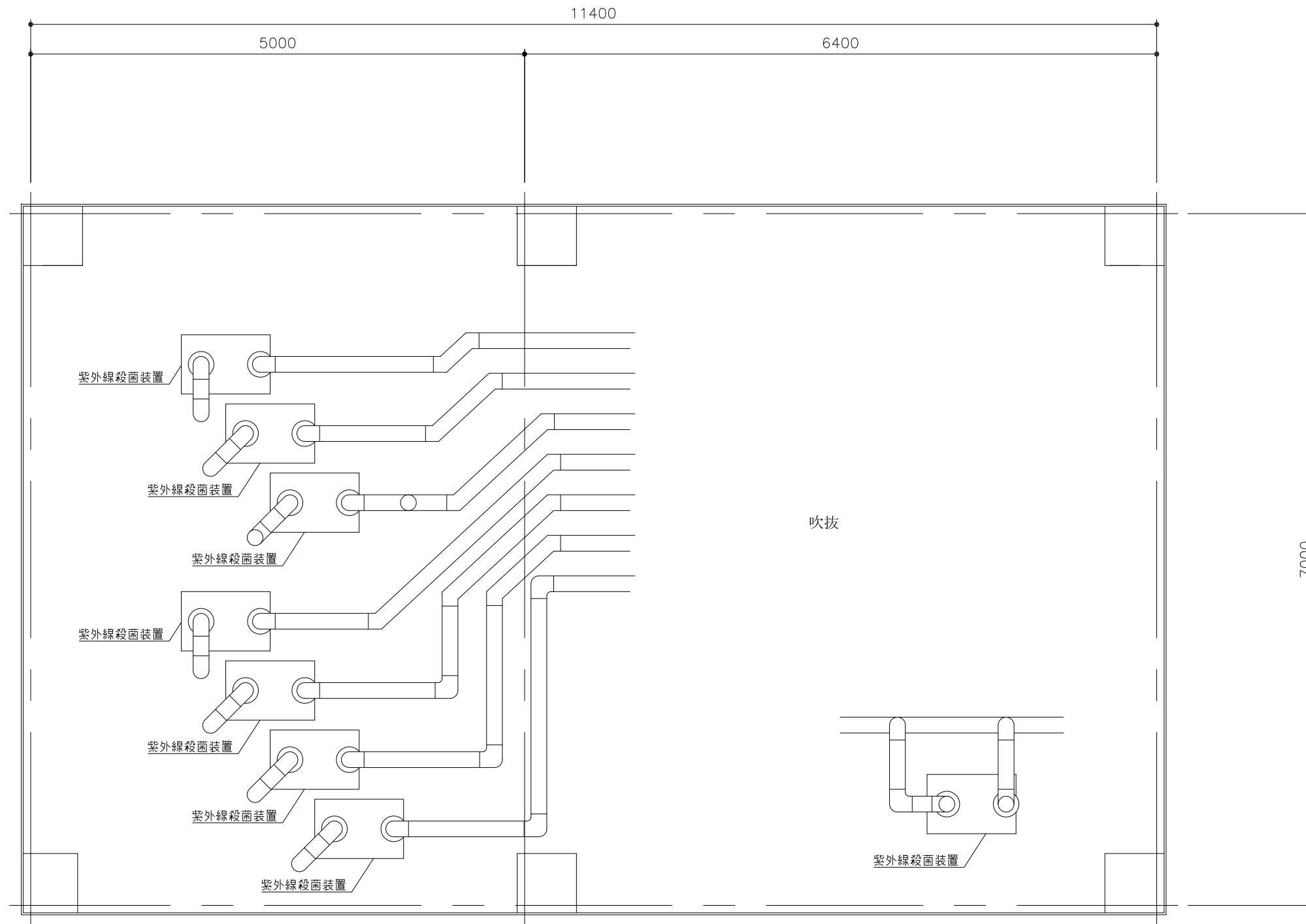
担当： 公益財団法人東京都農林水産振興財団
栽培漁業センター 小林
電話： 04992-2-3461



紫外線殺菌装置保全業務委託施工予定地

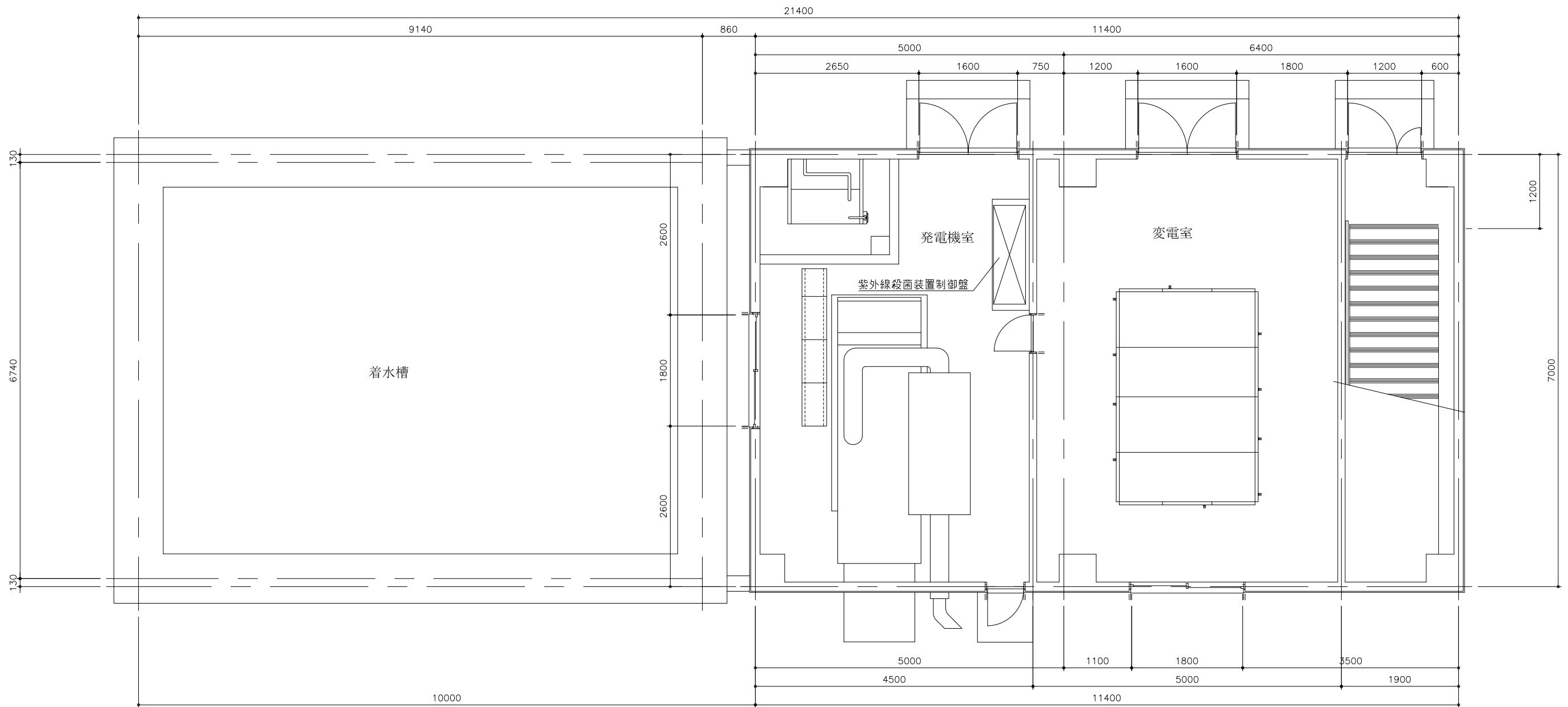
▨ : 今回施工部分

件名	紫外線殺菌装置保全業務委託		
図面	配置図		
年月日			
尺度	1:600	図面番号	
(公財) 東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター			



機械棟吹抜階平面図

件名	紫外線殺菌装置保全業務委託		
図面	機械棟吹抜階平面図		
年月日			
尺度	1:50	図面番号	
(公財) 東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター			



機械棟 1階平面図

件名	紫外線殺菌装置保全業務委託		
図面	機械棟 1階平面図		
年月日			
尺度	1:70	図面番号	
(公財) 東京都農林水産振興財団 栽培漁業センター			